



鳥取県公報

平成14年12月3日(火)
第7440号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良区の役員の就退任 (604) (耕地課)	1
	保安林の指定予定 (605) (森林保全課)	2
公 告	砂利採取業務主任者試験の合格者 (河川砂防課)	3
調達公告	一般競争入札の実施 (消防課)	3
正 誤	平成14年6月25日付鳥取県告示第362号中訂正	6
	平成14年11月1日付鳥取県告示第550号中訂正	6

告 示

鳥取県告示第604号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり八上土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成14年12月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事	清 水 春 男	八頭郡河原町大字曳田588、592合併
"	竹 田 弥太郎	八頭郡河原町大字曳田680 - 2
"	市 村 英 雄	八頭郡河原町大字曳田163
"	川 鳶 徹 一	八頭郡河原町大字曳田733
"	田 村 正 弘	八頭郡河原町大字曳田216
"	田 村 保 芳	八頭郡河原町大字曳田237
"	竹 田 政 治	八頭郡河原町大字曳田680 - 4
"	川 嶋 元 一	八頭郡河原町大字曳田205
"	倉 信 義 衛	八頭郡河原町大字天神原381
"	綾 木 操	八頭郡河原町大字天神原300
"	田 淵 三 郎	八頭郡河原町大字天神原410
"	倉 信 敏	八頭郡河原町大字天神原234
"	坂 本 千代蔵	八頭郡河原町大字天神原568
"	田 淵 芳 三	八頭郡河原町大字天神原365 - 2
"	倉 信 敬 延	八頭郡河原町大字天神原264 - 1
監 事	鳥 越 博 美	八頭郡河原町大字曳田148 - 2

” 兼 田 武 男 八頭郡河原町大字天神原377
平成13年3月24日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 田 村 可 男 八頭郡河原町大字曳田202
” 田 淵 進 八頭郡河原町大字天神原411
” 大 熊 勇 八頭郡河原町大字天神原418
” 鳥 越 悟 八頭郡河原町大字曳田178
” 田 村 保 芳 八頭郡河原町大字曳田237
” 倉 信 俊 秀 八頭郡河原町大字天神原264 - 1
” 原 和 義 八頭郡河原町大字天神原380
” 太 田 啓 二 八頭郡河原町大字曳田196
” 鳥 越 博 美 八頭郡河原町大字曳田148 - 2
” 田 村 知 央 八頭郡河原町大字曳田582
” 鳥 越 武 寿 八頭郡河原町大字曳田1177 - 4
” 清 水 元 一 八頭郡河原町大字曳田588
” 倉 信 静 夫 八頭郡河原町大字天神原275
” 金 田 文 人 八頭郡河原町大字天神原379
” 田 中 章 夫 八頭郡河原町大字天神原325
監 事 田 内 道 徳 八頭郡河原町大字天神原380
” 小 田 則 久 八頭郡河原町大字曳田600
平成13年3月25日就任 任期4年

鳥取県告示第605号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成14年12月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡淀江町大字高井谷字西美谷276の15、278の4、大字中西尾字山左原372の4、373の2

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、淀江町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び淀江町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

平成14年11月8日に実施した平成14年度砂利採取業務主任者試験に合格した者は、次のとおりである。

平成14年12月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

高嶋 喜男 三田 修志 中尾 和直 景本三津子

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年12月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工事名

ヘリコプターテレビ電送システム拡充整備工事

(2) 工事場所

鳥取市久末594ほか

(3) 工事内容

本県の東部及び西部の山間地域における鳥取県ヘリコプターテレビ電送システムの不感地帯を解消するため、ヘリコプターに搭載したカメラにより撮影した画像を受信する受信基地局を2箇所新設するとともに、新設した受信基地局から県庁へ映像を伝送するために、既設の鳥取県防災行政無線回線設備及び県庁統制局設備の改修を行うものである。

(4) 工事の概要

基地局受信部機器製作、基地局機器据付その他の工事

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(5) 工期

平成15年1月から平成17年8月31日まで

(6) 予定価格

348,106,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(5)までの要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により電気通信工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

(3) 平成14年12月3日（火）から平成15年1月14日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を

受けていない者であること。

- (4) 元請又は共同企業体の構成員として、過去10年間に次に掲げる工事と同種の工事の施工実績があること
(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合のものに限る。)

ア ヘリコプターテレビ電送システムに係る工事

イ 都道府県防災行政無線に係る工事

- (5) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。

ア 監理技術者にあつては、電気通信工事業に係る建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

イ 主任技術者にあつては、電気通信工事業に係る主任技術者資格を有する者であること。

3 資格に関する問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県消防課消防防災情報室 電話 0857 - 26 - 7788

4 入札説明書等

この公告に記載されていない事項については、入札説明書によるものとし、次により希望者に配布するものとする。

(1) 交付期間及び時間

平成14年12月3日(火)から同月18日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

3に同じ。

5 資格の確認

この入札に参加を希望する者は、次のより競争入札参加資格確認申請書その他の書類(以下「申請書等」という。)を持参し、2の資格に適合することの確認を受けなければならない。また、申請書等に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間及び時間

4の(1)に同じ。

(2) 提出場所

3に同じ。

6 入札手続等

(1) 入札書の提出方法

持参又は郵送(書留郵便(親展扱いとすること。)に限る。)とする。

(2) 入札執行の日時

平成15年1月14日(火)午後1時30分。ただし、郵送による入札書の受領期限は、同日(火)午前11時までとする。

(3) 入札執行の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第31会議室(車庫棟1階)

(4) 郵送による入札書の提出先

3に同じ。

(5) 入札保証金

免除

(6) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号。以下「建設工事執行規則」という。)、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、

無効とする。

(7) 落札者の決定方法

1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(8) 入札に当たっての留意事項

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 代理人により入札しようとするときは、必ず委任状を提出すること。

ウ 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認められたときは、入札の執行を中止することがある。

エ その他建設工事執行規則、会計規則及び入札説明書に定めるところによる。

7 入札後の留意事項

(1) 入札終了後、落札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者の別を明記した届出書を提出しなければならない。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約保証金

落札者は、契約の締結と同時に契約金額の100分の10以上の額を保証する次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 会計規則第113条に規定する契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提出

ウ 金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

エ 公共工事履行保証証券による保証

オ 履行保証保険契約の締結

(4) 建設工事執行規則第60条第1項に規定する前金払、同条第2項に規定する前金払及び同規則第65条第1項に規定する部分払については、入札説明書のとおりとする。

8 契約担当部局

3に同じ。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

3に同じ。

(3) 提出された資料は、返却しない。また、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(4) 資料作成及び工事内容に関する説明会は、行わない。

10 Summary

(1) Subject matter of the contract : Construction for the expansion of the Helicopter Television System

- (2) The closing date and time for the submission of applications and attached documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM December 18, 2002
- (3) The date and time for the submission of tenders : 1 : 30 PM January 14, 2003 (Tenders submitted by mail must be received by 11 : 00 AM January 14, 2003)
- (4) A contact point where tender documents are available : Fire Defence Division, Tottori Prefectural Government
1 - 271 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan, TEL 0857 - 26 - 7788

正 誤

平成14年6月25日付鳥取県告示第362号（公有水面埋立てに関する工事のしゅん功の認可について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

- 頁 14
行 下から13
誤 東伯郡泊村大字泊字船据場1571 - 48、1572 - 1 及び1573 - 3 地先公有水面
正 東伯郡泊村大字泊字船据場1571 - 47、1571 - 48、1571 - 55、1571 - 56、1572 - 1 及び1573 - 3 地先公有水面

平成14年11月1日付鳥取県告示第550号（公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

- 頁 4
行 7
誤 東伯郡羽合町大字橋津字二の浜屋敷584 - 1 及び584 - 8 の地先公有水面
正 東伯郡羽合町大字橋津字二ノ浜屋敷584 - 1 及び584 - 8 の地先公有水面